

仕 様 書

1 業務名称

大気環境アスベスト濃度測定業務

2 業務の目的

「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日付、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）に基づき、一般環境におけるアスベスト濃度を調査するため、建築物の解体現場周辺等における実測及び大気環境のモニタリングを実施する。

3 業務場所

福山市内

4 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

5 業務内容

（1）測定場所（福山市内5地点）

ア 国道2号（福山市役所前） 1地点

（1地点につき2検体×3日間（1日当たり4時間）測定）

イ 福山市立南小学校 1地点

（1地点につき2検体×3日間（1日当たり4時間）測定）

ウ 解体現場等 3地点

（1地点につき4検体×1日間（1日当たり4時間）測定）

（2）サンプリング及び測定方法

サンプリングに要する測定機器及び機材等は全て受注者が準備し、「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」（令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、試料採取及び分析する。ただし、位相差顕微鏡での計測結果が総繊維数濃度1 f/Lを超過した場合において、電子顕微鏡での測定が必要となった場合の対応は、別途協議とする。

6 報告書

報告書は測定後、結果がまとまり次第速やかに1部提出すること。報告

書の中には、測定地点の地図、周辺の地形や測定時の状況を撮影した写真及び測定時の気象情報（天気・風向・風速・気温・湿度）等を含むこと。

7 測定日程等

発注者は、測定を行う日程及び解体現場等については測定場所を別途指示する。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、業務執行の担当者を明確にするため、発注者の監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」で通知する。
- (2) 事務連絡等については専従者を置き、これにあたるものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たって、法令を遵守し、事故等が発生しないよう万全を期すること。
- (4) 受注者は、予め「事故時の対応要領」を作成しておき、万一事故等が発生したときは、これにより受注者の責任において、速やかに適切な処置を講ずること。
- (5) 既設構造物等に汚染、損害を与えたときは受注者の責任において復旧すること。
- (6) 業務完了後は、速やかに業務完了届出を1部提出し、発注者の検査を受けること。
- (7) 契約書及び仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。
- (8) 仕様書に記載がない事項であっても、分析上必要なものは、業務内容に含むものとする。
- (9) 測定場所については、事前に下見を行い発注者と協議すること。
- (10) サンプルングに不備が生じた場合及び適正な測定精度が得られなかった場合等異常を認めた場合は、速やかに発注者と協議し、再サンプルング等必要な措置を行うこと。